カュ ら意見を聴きまし 大規模小売店舗立地法 たの で、 (平成十年法律第九十一 次の とおり 公告 号) その 意見を縦覧に供 第八条第一 項 の規定によ します。 ŋ 種原市

平成三十一年一月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 名称 スーパービバホーム橿原店 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 所在地 橿原市曽我町一六番一ほか

#### 環境関係

橿原市か

いら聴取

した意見の

概要

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。
- (2) は、 事業活動に伴って発生した一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い 以下 適正に処理すること。 「事業系一般廃棄物」 とい
- (3) 自ら処分し ことができる廃棄物に 0 て分別 事業系一般廃棄物のうち、 ない 保管する等適正に処理すること。 廃棄物につい ついては、 ては、 生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分する なるべく自ら処分するように努めるとともに、 橿原市が定める「一 般廃棄物 処理計画」 に従
- (4)棄物収集運搬業者又は環境省令 事業系一般廃棄物  $\mathcal{O}$ 運搬を他人に委託する場合に で定める者に委託すること。 は、 橿原 市 が 許 可 す る 般 廃
- (5) 「一般廃棄物処理計画」 搬入すること。 事業系一般廃棄物を橿原市 (一般廃棄物 の処理施設にて処理する場合には、 の区分及び処理施設へ の搬入の方法) 橿 原市 が定める に従
- (6)るため、 するよう努めるものとされている基準値 規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 午後十時から午前六時まで 基準値内となるよう努めること。  $\mathcal{O}$ 敷地境界b 以下 地点における騒音の予測 「基準値」と いう。 に おい は結果が、 て尊重し を超えてい 遵守 大
- (7)努めること。 午前六時から午後十時までについても基準値六〇dB以下となるよう引き続き
- (8)住居側 らの苦情が に あ お 0 11 た場合に ては基準 値内 は誠意を持 となるよう引き続き努めること。 0 て対応すること。 また、 近隣住
- 教育関係

奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。

### 3 景観関係

よる行為の各種許可、 今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに橿原市屋外広告物条例に 除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は手続を行うこ

# 三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

# 四 縦覧期間

除きます。 める条例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を 平成三十一年一月二十二日から同年二月二十二日まで。 。ただし、 奈良県の休日を定

#### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで